

投票所に入場できる同伴者（18歳未満に限る）について

平成28年6月19日から選挙権年齢の満18歳以上への引下げが実現します。

各選挙を通じて若者の投票率が低くなっている中で、将来を担う子供たちにも早い段階から社会の一員、主権者としての自覚を持ってもらうことが重要であり、投票所で現実に投票している姿を子供に見せることが、将来の有権者への有効な啓発につながるものと考えられます。

このような趣旨により、選挙人の同伴する、幼児、児童、生徒その他の満18歳未満の方は、第24回参議院議員通常選挙（平成28年7月10日執行）から、投票所への入場を認められることとなりました。

しかし、投票所は本来、選挙人が投票をするためのもので、同伴者が単に見学するための場所ではありません。

したがって、同伴者の方が見学する場合、投票所では選挙人が厳粛な雰囲気のもと自由な意思によって投票できるよう、一定のルール（以下の例による）に従うことが必要です。

仮に同伴者がルールを守らない場合には、投票管理者が注意し、それでも状況が改善しない場合には、投票所から退出していただくこととなります。

（例）

- ・ 投票所内で投票について選挙人と相談しないこと
- ・ 大声で騒いだりしないこと
- ・ 他の選挙人の投票をのぞき見たりしないこと
- ・ 選挙人から離れて歩き回ったりしないこと
- ・ 選挙人が退出しているにもかかわらず投票所に不必要にとどまらないこと など

また、同伴者が選挙人に代わって投票用紙に候補者名を記載したり、同伴者が選挙人に代わって記入済みの投票用紙を投票箱に投函することはおやめください。

なお、同伴者の人数が多い場合や、投票所の中が混み合っており同伴者を入場させると円滑な投票が妨げられるおそれがある場合、同伴者の投票所への入場を断ることがありますので、御容赦ください。

以上、御協力をお願いします。

平成28年6月
静岡県選挙管理委員会